

委員会提出議案第9号

北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験に抗議する決議

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成29年9月25日提出

提出者

議会運営委員会委員長 中崎孝彦

亀山市議会議長 中村嘉孝様

別紙

北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験に抗議する決議

## 北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験に抗議する決議

北朝鮮は、国際社会が強く自制を求めているにもかかわらず、去る8月29日に続き9月15日にも、日本の国土上空を通過する弾道ミサイルを発射し、さらに、9月3日には、6回目となる過去最大規模の核実験を強行した。

北朝鮮のこれらの行為は、再三の国連安全保障理事会の決議に明白に違反しており、このような暴挙は国際社会の平和と安全を著しく脅かすもので、決して容認することはできない。

よって、恒久平和を強く願い、「非核平和都市宣言」を議決している亀山市議会としては、これらの北朝鮮の行為に厳重に抗議する。また、政府においては、北朝鮮が断じてかかる行為を繰り返すことのないよう、強力な外交を展開するとともに、国際社会と連携し、断固とした対応を取るよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成29年9月25日

亀 山 市 議 会